

別表第1（第3条、第4条関係）
（全部改正〔令和7年告示16号〕）

補助対象設備	補助金の額	個別の要件
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さいほう（単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てた値）に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。	(1) 市内に存する住宅等に設置する者又は設置された市内に存する住宅等を取得する者 (2) 設置する住宅等に住所を有する者（第8条に規定する実績報告書を提出する日までに住所を有することとなる者を含む。）又は単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者
家庭用蓄電池	設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。	(3) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合にあつては当該住宅等の所有者の、当該住宅等が他の者との共有物である場合にあつては当該他の者の設置に関する書面による承諾を受けている者 (4) 電力会社と電力需給契約等を締結する者 (5) 発電した電力を、居住部分で使用することを主な目的であること。 (6) 当該年度の4月1日以降に設備等の設置工事を着工する者 (7) 当該年度の4月1日以降に建売住宅の引渡しを受ける者
エネファーム	設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、市内事業者の場合は、10万円を上限、その他事業者の場合は、5万円を上限とする。	(1) 市内に存する住宅を所有する者 (2) 単なる機器の入替えでなく、性能を向上させる者 (3) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合にあつては当該住宅等の所有者の、当該住宅等が他の者との共有物である場合にあつては当該他の者の設置に関する書面による承諾を受けている者
エコキュート	(1) 年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.3から3.4の性能を有するもの 設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000	(4) 当該年度の4月1日以降に設備等の設置工事を着工する者

	<p>円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とし、市内事業者の場合は、8万円を上限、その他事業者の場合は、4万円を上限とする。</p> <p>(2) 年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.5以上の性能を有するもの</p> <p>設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とし、市内事業者の場合は、10万円を上限、その他事業者の場合は、5万円を上限とする。</p>	
エコジョーズ・エコフィール	<p>設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とし、市内事業者の場合は、4万円を上限、その他事業者の場合は、2万円を上限とする。</p>	
ハイブリッド給湯器	<p>設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とし、市内事業者の場合は、10万円を上限、その他事業者の場合は、5万円を上限とする。</p>	
環境配慮型自動車	<p>設置費用及び購入費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とし、20万円を上限とする。</p>	<p>(1) 当該車両の名義人である者</p> <p>(2) 当該年度の4月1日以降に新規登録である車両の引渡しを受ける者</p> <p>(3) 車両の自動車保管場所が平戸市内である者</p>

別表第2（第5条関係）

（全部改正〔令和7年告示16号〕）

補助対象設備	添付書類
太陽光発電システム	(1) 平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業計画書（太陽光発電システム）（様式第3号） (2) 公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できる書類の写し (3) 設置場所の位置図、配置予定図面及び設置工事前の現況写真 (4) 設置する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下「住宅等」という。）が自己の所有物でない場合には当該住宅等の承諾書（所有者の当該住宅等が他の者との共有である場合にあっては当該他の者の設置に関する承諾書）
家庭用蓄電池	(1) 蓄電容量が確認できる書類の写し (2) 設置場所の位置図、配置予定図面及び設置工事前の現況写真 (3) 太陽光発電システムの設置状況等が確認できる書類（「設置場所・申請者」が電力受給契約等における発電設備の「場所・契約者」と同じであることを確認できるもの） (4) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合には当該住宅等の承諾書（所有者の当該住宅等が他の者との共有である場合にあっては当該他の者の設置に関する承諾書）
高効率給湯器	(1) 設置場所の位置図、配置予定図面及び設置工事前の現況写真 (2) 既存設備の現況写真（設備の銘板部分を含む。） (3) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合には当該住宅等の承諾書（所有者の当該住宅等が他の者との共有である場合にあっては当該他の者の設置に関する承諾書）